

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年12月まで

平成3年8月に会社を退職し、健康保険と厚生年金保険の資格を喪失したので、健康保険の任意継続の申請と同時に居住していたA市で国民年金の加入申請を行った。

周囲からも年金は継続するようと言われていたので、平成4年1月にB事業所で厚生年金保険に再度加入するまでの期間について、国民年金保険料を妻の分と一緒に納めたが、年金記録を確認したところ、私の記録だけ未加入期間とされていた。

私は、国民年金の加入申請を行い、申立期間の保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成3年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、4年1月20日に再度同保険の被保険者資格を取得していることを確認できるが、申立人の公的年金の加入記録は、厚生年金保険及びC共済組合の期間のみであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が国民年金の加入申請を行ったとするA市の国民年金被保険者名簿には申立人に該当する記録が無いことから、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間において自身と妻の保険料と一緒に納付していたと主張するものの、納付方法等についての記憶は曖昧であり、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の払出状況により、

申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再度取得した時期とほぼ同時期の平成4年1月末頃にD社会保険事務所（当時）で払い出されたと推認される上、当該期間の国民年金保険料は、オンライン記録により同年3月に一括して納付されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から平成 8 年 2 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から平成 8 年 2 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の付加保険料が未納とされていた。

当時、農協の組合員勘定を通じて国民年金保険料を納付しており、農協から義父に地区の年金加入者の領収書が届くと、私とその領収書を配っていたが、私の家の領収書に記載された保険料の金額が他家より高く、後で付加保険料を納めているためだと分かった。

家のことは義父が取り仕切っていて、私の国民年金の加入手続や保険料の納付は義父が全て行っていた。亡くなった夫も付加保険料を納めており、義父の性格から家族の分も付加保険料を納めていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を義父が納付していたはずであると主張するところ、申立人は、申立期間の付加年金の加入手続及び付加保険料の納付に直接関与しておらず、付加年金の加入手続や付加保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は既に死亡していることから、申立期間の付加年金の加入手続及び付加保険料の納付の状況は不明である。

また、農業協同組合の回答により、申立期間のうち平成 4 年 5 月から 8 年 2 月までの期間については、申立人の夫名義の組合員勘定の出金記録が確認でき、当該期間に、組合員勘定を通じて二人分の定額保険料及び一人分の付加保険料に相当する額の保険料が納付されているところ、独立行政法人農業者年金基金の回答及びオンライン記録により、当該期間において申立人の夫は付加保険料の納付が強制となる農業者年金に加入し、定額保

険料及び付加保険料を納付していることから、当時、当該組合員勘定を通じて納付されていたのは、申立人の夫の定額保険料及び付加保険料と、申立人の定額保険料であると考えるのが自然であり、申立人の付加保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、独立行政法人農業者年金基金の回答及びオンライン記録によると、申立人は、平成8年3月に農業者年金に加入したことに伴い付加保険料の納付が強制となり、同年同月から付加保険料を納付していることが確認できる一方、申立期間においては農業者年金の加入記録は無く、任意で付加年金に加入することは可能であったものの、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間に付加年金の加入手続を行った形跡はみられない。

加えて、申立期間中に同居していたとされる家族のうち、オンライン記録により申立期間に付加保険料を納付していたことが確認できる申立人の夫及び義父は、いずれも当時農業者年金に加入していたことから、強制とされていた付加保険料を納付していたものである一方、申立人と同様に申立期間において農業者年金に加入した記録の無い申立人の義母は、定額保険料のみを納付し、付加保険料については納付していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の義父が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館厚生年金 事案 238 (事案 61 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 11 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については、昭和 41 年 4 月 27 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は受給した記憶が無いため、申立てを行った。

当初の申立てについては、平成 21 年 1 月 28 日付けで、年金記録の訂正は認められないとする通知を受け取ったが、通知内容については文章の曖昧さ、日付けと出来事のすり合わせ、こじつけ、つじつま合わせに終始して到底受け入れることができない。

私は、脱退手当金は一切受け取っていないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した5か月後の昭和41年5月19日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は41年4月27日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年1月28日付けで通知された内容について、

納得できないとして、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案について、申立人は、前回と同様に脱退手当金の請求及び受給について一切記憶が無いとしているが、前述のとおり、脱退手当金の事案は、周辺の事情から考慮して、その支給の有無を判断せざるを得ないことから、事業主の代理請求や本人による請求が無かったことが正しいと思えるような事実を推認させるための記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらなければ、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

そこで、当委員会は本事案について、改めて年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いか再検討を行った。

申立人は、今回、複数の同僚の名前を挙げて申立てを行ったことから、当該同僚に照会したものの、同僚の回答では、当該事業所における脱退手当金の取扱いについては確認できず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない上、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無く、資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 4 月 27 日に支給決定されていることなどから、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

これらの調査結果から判断すると、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとの結論に至った。

したがって、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社B営業所に勤務していた。

申立期間②については、C社に勤務していた。

申立期間③については、D社に勤務していた。

全ての申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「私はA社B営業所に勤務していた。同社の本社の所在地はE市であった。」と供述しているところ、A社に照会したが、事業主は、「申立人のことは知らない。」と供述している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「申立人のことは知らない。」と供述している上、申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことが確認できない。

さらに、事業主は、「当社本社に勤務していた従業員については厚生年金保険に加入させていたが、当社B営業所に勤務していた者については厚生年金保険に加入させていなかった。申立人がB営業所に勤務していたのであれば厚生年金保険に加入させていない。」と供述しており、

申立人の申立期間①における保険料控除について確認できない。

加えて、前述の被保険者原票には申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、同僚の供述から判断すると、申立人がC社に勤務していたことがうかがえるものの、勤務期間の特定ができない。

また、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 51 年 2 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主は所在が不明である上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名の記載が確認できる者は、「当該事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、前述の被保険者原票を確認したが、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、雇用保険の被保険者記録において、申立期間②中に申立事業所とは別の事業所に係る記録が確認できるところ、当該事業所について、申立人は「入社したが、すぐに辞めた事業所である。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名の記載は確認できない。

3 申立期間③については、同僚及び事業主の供述から判断すると、申立人がD社に勤務していたことが推認できるものの、勤務期間の特定ができない。

また、事業主は、「正社員として勤務していた者については、厚生年金保険に加入させていたが、請負という形で勤務していた者については厚生年金保険に加入させていなかった。当時の書類が無く、申立人の勤務形態は不明である。」と供述している上、同僚のうちの一人は、「申立人は正社員とは給与形態が異なっていたと思う。申立人は請負という

形で勤務していたと思う。」と供述していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、申立期間③において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、オンライン記録により、申立人は申立期間③において国民年金に加入し、申立期間③のうち平成2年4月から3年3月までの期間においては国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、雇用保険の被保険者記録において、申立期間③中に申立事業所とは別の事業所に係る記録が確認できるところ、当該事業所について、申立人は「入社したが、2日から3日で辞めた事業所である。」と供述している上、当該事業所は申立期間③後に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。